

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

12. 提出意見⑪

該当する交渉分野

越境サービス

意見

(1) サービス貿易新協定の動向を踏まえつつ、高いレベルの自由化を推進する必要がある。具体的には、ルールに関して、無差別原則や数量規制(提供者や取引額サービス総産出量、外国資本の参加制限、形態制限等)の禁止、関連措置の透明性確保、現地拠点設置要求の禁止などを規定すべきである。市場アクセス、内国民待遇の義務について、ネガティブ・リスト方式を採用すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 ベトナムでは、単一ブランドを取り扱う場合でも、外資企業が2店舗以上の小売店を設置するには当局の許可が必要になっている。許可に際しては、ENT(経済的必要テスト)が行われるが、その評価基準が不明確であり、当局の意向次第になっている。本年6月、ベトナム商工業省の通達により、ENTテストが不要となる条件が示されたが、①店舗規模が500㎡以下 ②商業マスタープランに則った場所であること、という基準が存在し、現在も当局による規則の恣意的な運用が起こりかねない。外資企業が小売業を行う上で、この規則を包括的に撤廃していただきたい。

1-2 マレーシアでは、コンビニエンス・ストアの外資参入が禁止されている。